

保険者の調査権に関する判例

健康保険法9条ノ2第2項、国民健康保険法114条2項に基づき県知事が保険医療機関に対し実施した患者の実態調査につき、その程度、方法に行き過ぎがあるとして違法とされた事例。

(昭和55年2月28日広島地判・昭和49年(ワ)829号、訟務月報26巻7号1097項)

- (1) 被告の実施した第1回の実態調査は、法の規定に基づくものであり、且つ原告病院側においてそれを受けるだけの原因が存在していたことと、その程度内容かて、「厚生省と医師会との申し合せ」の趣旨を逸脱したものではなく、また従来の慣行に従い県医師会の了承のもとに行われたものであるから、これを違法と認めることはできない。
- (2) しかし、第2回実態調査は、法に基づき原告に対してなした指導の効果があがらなかったことから、特に右指導に際し、原告は県当局の指摘にことごとく反論し、激しい口論となって一向に反省の色を示さなかったことから、被告としても厳しい態度で、保険医取消のための監査を前提とした患者調査を決意したこと、したがって、調査対象の患者数は80名の多数にのぼり、徹底した調査がなされ、また調査の程度、内容も、極めて追及的で原告の不正を少しでも多く洗い出そうとする態度（すなわち患者らをして、原告が何か不正を行っているのではないかと疑念を抱かせるような質問方法）でなされ、時には医師である原告の治療方法を批判するような口調でなされたことが認められるので、広島県知事が、被告の保険課職員をして第2回目の調査をなさしめたこと自体は適法であるけれども、その程度、方法に若干の行き過ぎがあり、全体として違法のそしりを免れないものと言わなければならない。